日常生活自立支援事業

あんしんシステム
ほのぼのサービス

住み慣れた地域で安心して暮らすために…





日常生活自立支援事業とは社会福祉法に基づき、
福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などに
不安を感じる方々が地域で安心して暮らせるよう
社会福祉協議会がお手伝いする事業です。
“あんしんシステムほのぼのサービス”は利用者範囲を拡げた
太宰府市社会福祉協議会の独自事業です。



社会福祉法人 太宰府市社会福祉協議会

あんしんシステム「ほのぼのサービス」は太宰府市内在住の65歳以上の高齢者や身体・知的・精神障がい者などを対象とした会員制のシステムです。

ひとりで契約などの判断をすることが不安な方や、日常的な金銭管理に困っている方が住み慣れた地域で安心した生活を送れるように太宰府市社会福祉協議会がお手伝いするサービスです。

こんなことでお困りではないですか？



福祉サービスの利用をしたいが
どうすればよいか分からない。

▶「相談及び生活支援サービス」でお手伝いします。



通帳など大切な書類の管理が心配…。

▶「財産保全サービス」で大切なものを
安全な貸金庫等で預かります。



お金の支払いが大変で、いつも困っている。

▶「財産管理サービス」でお手伝いします。

社会福祉協議会では…

それぞれの都道府県・市区町村で地域に暮らす住民の皆様をはじめ民生委員・児童委員、福祉施設、社会福祉法人等の関係者、保健・医療・教育などの関係機関の参加協力のもと地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざして様々な活動を行っています。

相談及び生活支援サービス

会員になれる方

太宰府市に在住している次のいずれかにあてはまる方

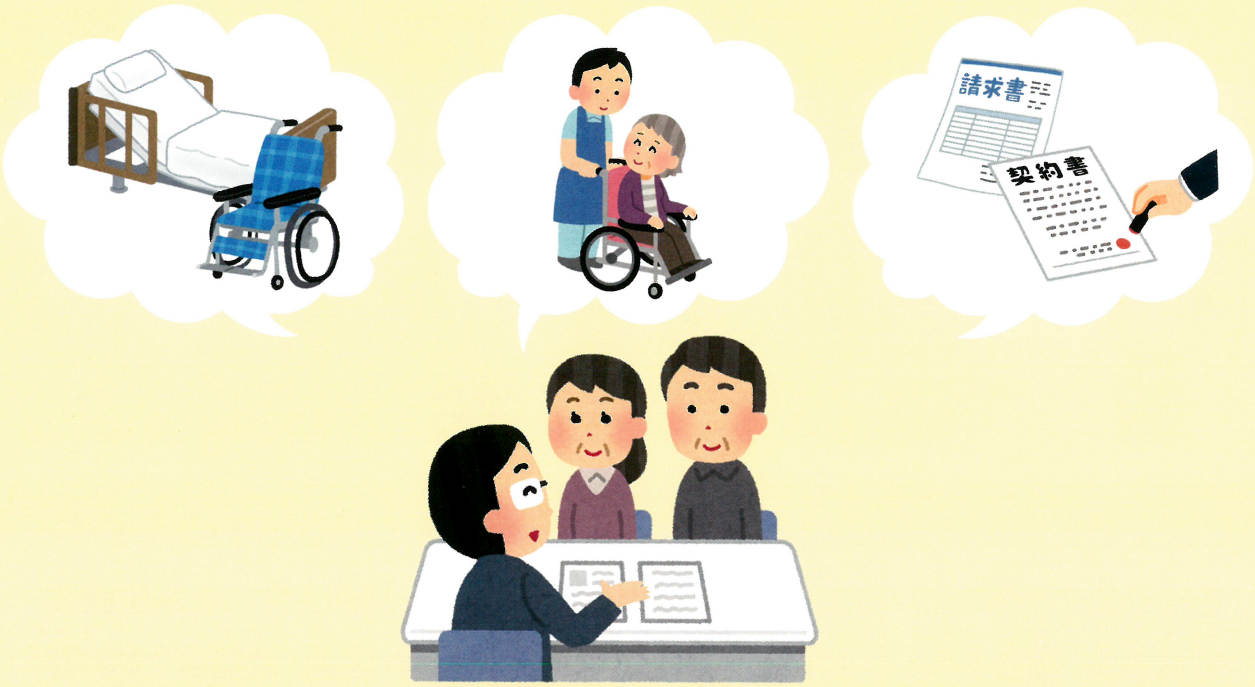
①65歳以上の方
②身体障がいの方
③知的障がいの方
④精神障がいの方
⑤難病疾患の方
⑥その他社会福祉協議会が認めた方

※障がい者手帳を持っている方に限られるものではありません。

サービスの内容

●福祉サービスを安心して利用できるようにお手伝いします。

・さまざまな福祉サービスの利用に関する情報の提供や相談
・入所・入院している施設、病院のサービスや利用に関する相談
・福祉サービスに関する苦情解決制度の利用手続きの支援



利用料　年間 3,000円

財産保全サービス

利用できる方

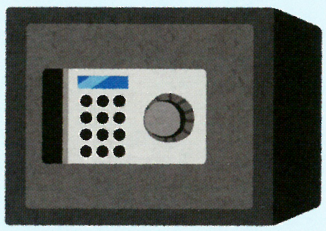
次の要件に当てはまる方

①ほのぼのサービス利用会員
②契約時に意思の確認ができる方

サービスの内容

大切な通帳・証書等を社会福祉協議会金庫または金融機関の貸金庫に保管します。





保管できるもの

預貯金通帳　実印・印鑑　年金手帳　保険証書
不動産の権利書　キャッシュカード　等

保管できないもの

貴金属　書画　骨董品　現金　等

利用料　年間 2,000円

財産管理サービス

利用できる方

次の要件に当てはまる方

①ほのぼのサービス利用会員
②契約時に意思の確認ができる方
③日常的な金銭管理が難しい方

サービスの内容

●毎日の暮らしに必要なお金の出し入れをお手伝いします。

・福祉サービスの利用料金の支払い代行
・医療費の支払い代行
・税金や社会保険料、電気・ガス・水道等の公共料金の支払い代行
・金融機関での現金の出し入れ



利用料　月額800円

利用開始までの流れ

相談・受付

●太宰府市社会福祉協議会に連絡をして下さい。

・本人以外でも、家族など身近な方、福祉サービス・医療関係の方、民生委員・児童委員、福祉委員など、どなたからでも構いません。

面接・調査

●担当者がうかがいます。

・自宅、病院、施設を訪問し、本人の困りごとをうかがいます。事業内容を説明したあとに事業を利用するか確認をします。秘密は必ず守りますので、お気軽に相談してください。

支援計画の確認

●一緒に支援内容を考えます。

・困りごとや本人の希望を話し合い、支援内容や支援回数について一緒に考えていきます。

会員登録・契約

●会員申込み。

・ほのぼのサービス会員登録を行います。

●必要に応じ財産保全契約・財産管理契約を結びます。

・本人と社会福祉協議会が契約書を交わします。

サービスの開始

●本人への支援が開始されます。

・個々の事情に合わせたサービスが提供されます。支援内容を変更したい場合は随時見直しをすることが出来ます。

★ここから利用料が発生します。

一人ひとりの暮らしをサポート!

相談受付からサービスの提供まで
太宰府市社会福祉協議会が
お手伝いします。



安心してご利用いただくために

運営審議会の設置

法律・医療・福祉の専門家による審議会を設置し、サービス提供状況やサービス提供に係る異議申し立て等を審議し、公正な運営に努めます。

サービスの期間

委任契約の締結時から終身にわたりサービスを提供することができます。

委任契約の締結

財産保全サービス契約時には、契約終了後にお預かりしている保管物品を引き渡す方を指定していただきます。

意思能力喪失後のサービス提供

「意思能力喪失後もサービス提供が継続すること」の特約を結ぶことができます。

任意後見人の特約

会員の申し出により、任意後見人の相談を受けることができます。

成年後見制度について

ほのぼのサービス会員の理解力の低下に伴い、成年後見制度が必要な場合は申し立ての支援をします。

成年後見制度とは…

家庭裁判所が選任した後見人等(成年後見人、保佐人、補助人)が判断能力の十分でない方の財産管理などに伴う契約、施設への入所契約など法律行為を行う「法定後見制度」と本人の判断能力が不十分になったときの支援内容をあらかじめ決めておく「任意後見制度」があります。

太宰府市社会福祉協議会での取り組み

＊弁護士による成年後見制度についての出前講座

＊成年後見制度に関する相談窓口「あんしん相談」

毎月第三木曜日13:00～16:00(1人1時間)

※相談員の都合により日程を変更する場合があります。

お気軽にご利用ください



社会福祉法人 太宰府市社会福祉協議会

あんしんシステムほのぼのサービス

〒818-0102 太宰府市白川2番10号

電話番号 **092-923-3230**

ファックス **092-923-0578**

メール dazaifucity-shakyo@mist.ocn.ne.jp

受付時間 月曜日から金曜日

9:00～17:00(年末年始、祝日を除く)

